

G20 新潟農業大臣会合に係る
会場展示装飾等企画運営業務委託
仕様書

1 業務名

G20 新潟農業大臣会合に係る会場展示装飾等企画運営業務

2 契約期間

契約締結の日から 2019 年 6 月 14 日まで

3 業務委託の目的

G20 新潟農業大臣会合の開催にあたり、G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が行う以下の会場展示装飾等企画運営業務の支援を受けることを目的とする。

○会合開催時に行う業務

- ・おもてなしの気持ちを伝える（歓迎）
- ・農業や食、文化といった新潟の魅力を広く発信（魅力発信）

○会合開催結果を県内・市内に広く発信する業務

- ・新潟県及び新潟市の国際会議開催都市としてのポテンシャル発信（国際会議開催誘致）

4 G20 新潟農業大臣会合概要

(1) 日 時 2019 年 5 月 11 日(土)・12 日(日)

(2) 会 場 朱鷺メッセ（新潟コンベンションセンター）【新潟市中央区】
ホテル日航新潟【新潟市中央区】

(3) 会合主催者 農林水産省

5 委託業務の範囲

以下「6 会場展示装飾等企画運営業務」及び「7 自由提案」の内容を基本とするが、仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は推進協議会と調整のうえ委託業務を遂行すること。

なお、実施にあたっては、「3 業務委託の目的」を十分に踏まえたうえで、次の共通留意事項に配慮すること。

【共通留意事項】

- 新潟の農業や食、文化への理解を促進する工夫があること
- 新潟の魅力発信をする工夫があること
- 国際会議開催都市としてのポテンシャルを広く発信する工夫があること
- 過去の国際会合における展示例にとらわれず、目新しい視点による工夫があること。

6 会場展示装飾等企画運營業務

2019年1月に行う当業務の企画プロポーザルにより決定した内容を参考に、下記の業務を行う。

(1) 会場展示

①目的

- おもてなしの気持ちを伝える
- 農業や食、文化といった新潟の魅力を広く発信
- 新潟県及び新潟市の国際会議開催都市としてのポテンシャル発信

②実施日時

- 展示期間：2019年5月10日(金)～12日(日)
- ※搬入期間：展示期間前2日程度(詳細は主催者との調整により決定)
- ※搬出期間：展示期間後2日程度(詳細は主催者との調整により決定)

③内容

- 別紙1及び別紙2による構成・場所・規格により下記業務を実施すること
 - ア 実施計画書(各種スケジュール含む)の策定、企画、デザイン及び関連資料の作成
 - イ 仮設構造物、サイン、備品及び設備等の調達、搬入設営、保守及び撤去等
 - ウ 試食品(提供用資材)、コンテンツデータの調達
 - エ 展示物の搬入及び搬出、設置
 - オ 展示ブースの画像及び音響の調整
 - カ 業務の進行管理
 - キ 会合当日、展示のアテンドに当たる新潟県及び新潟市職員及びボランティアスタッフの行動マニュアルの作成
 - ク 関係者及び協議会との打ち合わせ、及び、成果を簡略にまとめた報告

(2) 会合展の実施

①目的

- 新潟県及び新潟市の国際会議開催都市としてのポテンシャル発信

②実施日

- 2019年5月23日(木)～2019年5月28日(火)

③実施場所

- 朱鷺メッセ アトリウム及びエスプラナード

③内容

- 別紙1による構成・場所・規格により下記業務を実施すること
 - ア 会合終了後に県民・市民向けに、会合に関する写真及び実際に会合にて展示したパネルを展示する会合展の企画(以下、「会合展」という。)、デザイン及び関連資料の作成
 - イ 会合展の仮設構造物、サイン、備品及び設備等の調達搬入及び搬出、設置

(4) 留意事項

「2016年G7新潟農業大臣会合」、「2010年APEC新潟食料安全保障担当大臣会合」、

「2008年G8労働大臣会合」の会場展示を踏まえ、過去の展示例にとらわれない、目新しい視点による工夫を行うこと。

7 自由提案

(1) 内容

○上記項目以外の効率的かつ効果的な会場展示装飾等企画運営業務を企画実施することができる。

(2) 留意事項

○過去に本市で開催された国際会議で行われた会場展示等にとらわれず、独自性を発揮した効果的な提案とすること。

○「3 業務の目的」を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。

○具体性のある実現可能な提案とすること。

○推進協議会が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について推進協議会と協議を行った上、従事者の対応マニュアルの作成及び推進協議会が実施する説明会等での説明（最大2回を想定）を行うこと。

8 成果品及びその納入場所

(1) 成果品

① 会場展示等の全体レイアウト図

② 展示品等配置計画、レイアウト図及び立体図

③ デザイン画等、完成イメージ資料の作成

④ 必要備品、設備等一覧

⑤ 搬入、搬出計画

⑥ 施工記録（全施工ブース及びパネル写真を提出すること）

⑦ 実績報告書

※電子データがある場合には、これらの電子データを含む。

(2) 納入場所

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

G20新潟農業大臣会合開催推進協議会事務局 ホスピタリティ班 横山

（新潟市地域・魅力創造部2019年G20サミット推進課内）

(3) 納期

2019年6月14日（金）

9 共通留意事項

(1) 推進協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。

(2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに推進協議会に報告・協議を行うこと。

- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度推進協議会と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、推進協議会と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（2018年11月）に登録されている者とすることに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ推進協議会の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、推進協議会は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (7) 本業務の実施にあたっては、推進協議会が作成を予定している「G20 新潟農業大臣会合記録誌」に掲載することを想定し、記録用の写真を積極的に撮影すること。
- (8) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、推進協議会との協議により業務を進めること。
- (9) 著作権等
 - ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて推進協議会に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - ウ 推進協議会と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を推進協議会に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。